

「核なき世界」の実現と地域主義の深化

福 島 崇 宏*

はじめに

2017年7月、それまでの核軍縮・核不拡散体制の転換を促す大きな出来事が起きた。国連総会において、核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons：TPNW）の署名解放に向けた決議が賛成122票、反対1票（オランダ）、棄権1票（シンガポール）で採択された。

TPNWの署名及び批准に向けた手続きは、核実験による被害を受けた国々、あるいは核兵器により自国の安全保障が脅かされた国々を中心に少しずつ進み、2021年1月22日に発効した。TPNWを巡っては、核兵器を国家安全保障の要としている核保有国を始め、核保有国による抑止に依存している同盟国を中心にTPNWの存在そのものを拒む国家が反対の姿勢を崩していない。むしろ核兵器こそが自国の安全を確保するための最後の砦としての役割が増すとする向きが核保有国を中心に高まっている。

本稿では、核保有国及びその同盟国と非核保有国との対立の深まりの淵源を核不拡散条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons：NPT）の事実上の形骸化からTPNW締結へと至る過程に求める。その後、TPNWの掲げる核兵器廃絶という目標の達成に向けた現実的な施策として核保有国を包含し南半球を中心に漸進的な拡大を遂げている非核（兵器）地帯（Nuclear Weapon-Free Zone: NWFZ）（以下、非核地帯）が「核なき世界」の実現にどのような形で貢献することができるのか、国際経済分野を中心に著しい進展が見られる地域主義（regionalism）と関連付けて検討する。

1. TPNW 締結の経緯及び課題

TPNWは国際NGO（Non-Governmental Organization）・核兵器廃絶国際キャンペーン（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons: ICAN）による長年にわたる活動⁽¹⁾と、それに賛同する国家群との連携で国連総会決議により署名解放、さらには批准に至った国際

*中部大学非常勤講師 松蔭大学経営文化学部講師 ― 国際法、国際関係論

条約である⁽²⁾。国際 NGO など今日の国際関係を考える上で必要不可欠なアクターによる大国により築き上げられてきた国際秩序を根本から覆す動き⁽³⁾は、昨今、相次いでいる。対人地雷に関しては、地雷廃絶を目的として結成された地雷廃絶国際キャンペーン（International Campaign to Ban Landmines: ICBL）による仲介が国際条約の締結に大きな役割を果たした。ICBL は地雷廃絶という目的に賛同するカナダなど賛同国を中心に条約化の実現に向けた協議や運動を行い、その結果、対人地雷禁止条約という国際条約として結実させた⁽⁴⁾。同様の流れは、戦闘終結後も地中に埋もれたままの状態で放置され、戦闘に直接関係のない一般市民を巻き込むものとして人道上、問題となっていたクラスター弾にも向けられた。そして対人地雷と同様の手法により、クラスター弾に関する条約が署名解放された⁽⁵⁾。いずれの国際条約も、特に冷戦期に重視されてきた国家安全保障を中心とした国際秩序から人間の安全保障を軸とした国際秩序への転換を印象づけた⁽⁶⁾。このような一般市民を中心とした国際 NGO による活動の成果を生かす形で、兵器の中では最も廃絶が難しいとされる核兵器廃絶へとつなぐ方途として署名解放されたのが TPNW である⁽⁷⁾。2022 年 11 月 1 日現在、署名は 91 カ国、そのうち批准は 68 カ国が終えている。TPNW は 50 番目の国家が批准してから 90 日で発効すると定められており、50 番目となるホンジュラスが 2020 年 10 月 24 日に批准したことから 2021 年 1 月 22 日に発効した。

TPNW の前文では、核兵器による被害は国境を越え、多くの人民に**無差別に被害を与える**という意味において核兵器の非人道性を強調するとともに、核兵器により被害に遭った「ヒバクシャ」の耐え難い苦しみに思いを致し、国際人道法にも反する兵器の使用を禁止することが世界の最上位にある公共善であることを確認している。同じく前文には、TPNW が人間の安全保障の観点を軸に締結に至ったことを裏付ける文言が並んでいる⁽⁸⁾。

さらに TPNW の掲げる核なき世界に向けた措置として、核兵器の完全な不存在を確認するための保障措置がある。本保障措置に際しては、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency: IAEA）がその運用を担う。運用機関が同一機関であることからすると、NPT と比べて大きな違いは見られない。違いがあるとするならば、NPT のように非核保有国のみに保障措置を設けるのではなく、核保有国に対しても保障措置を設けるという点である⁽⁹⁾。これは既存の国際条約と比べると画期的だといえるが、TPNW 第 4 条で規定されるように、核保有国は IAEA との間で保障措置協定を締結し、その後、核兵器その他の核爆発装置を廃棄することを求められていることから、核保有国、あるいは核兵器の保有を望む国家は TPNW を締結することはできない。よって、核兵器の保有を国家安全保障の柱に据える国家の TPNW への加盟そのものが排除されていることになる。また、包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）のように、加盟各国の研究機関による核爆発の兆候を捉えたデータの提出など、核拡散を防止するための条項が TPNW には含まれないため、やや実効性に欠けるとの見方もできるが、核兵器の廃絶に向けたロードマップの作成と実施が義務づけられるという点において TPNW 第 4 条は一步前進した条項である

といえる。

TPNW に対する日本の姿勢に核兵器を巡る現状と課題が現れている。日本はアメリカによる核抑止に依存していることから、TPNW の存在そのものに反対の立場である。その一方で、広島、長崎という人口が密集している都市に原子爆弾が投下された唯一の国家であることから、日本国民の間では TPNW に賛同する人が少なくない⁽¹⁰⁾。これに対し日本政府は、核兵器による惨状を繰り返さないようにするための核廃絶という大義名分とは裏腹に、自国の安全保障のためには核兵器が不可欠とする姿勢で一貫している。このような姿勢を転換し TPNW の締約国となるためには、自国の安全をどのようにして確保するのか、具体的には日米安保体制の継続か、それとも破棄するとともに防衛力の強化などをアメリカに依存しない独自の安全保障体制を確立するための施策を講じるのか、といった国民的議論が必要不可欠である⁽¹¹⁾。そのような自国の安全保障に対する議論なくして TPNW への日本加盟はあり得ないものと推察される。これは核保有国による核抑止力に依存している他の同盟国にも共通するところである⁽¹²⁾。

TPNW は、前述したように核保有国に対しても核兵器の廃棄を約束することと引き換えに TPNW への加盟を認めるなど、世界から核兵器を廃絶することが「世界の最上位にある公共善」（条約前文）であるという前提の下に条約が締結された経緯を尊重するならば、「核なき世界」を国際条約として普遍化した意義は大きい。一方で、自国の安全を確保する手段として核兵器を重要視する核保有国及びその同盟国を中心とした反対国は、TPNW が核保有国と非核保有国を分断する火種になるとして TPNW の存在そのものを否定し、核不拡散体制に貢献してきたとされる NPT が最も現実的な国際条約であると考えている。では、両者の溝はどこにあるのか、以下で整理する。

2. 核保有国と非核保有国との間にある溝

核保有国と非核保有国との間に生じた溝は、今日の NPT 体制に見られる核軍縮・核不拡散体制の硬直化に見て取れる。両者に溝が生じた決定的な要因は、NPT 第 6 条を根拠に非核保有国が核保有国に対して長年にわたって求めてきた核軍縮に対する不誠実な対応である。冷戦構造が終結してもなお、核保有国は核抑止に重点を置いた軍備管理に執着し続けている。核保有大国のアメリカは、臨界前核実験や Z マシンと呼ばれる強力な X 線発生装置を用いた実験⁽¹³⁾を繰り返し行っている。もう一つの核保有大国であるロシアも、核戦力の近代化を進めている⁽¹⁴⁾。特に米ロ間の対立が先鋭化した出来事が、アメリカの中距離核戦力（Intermediate-Range Nuclear Forces: INF）全廃条約からの離脱であった。ロシアが 500 キロを超える新巡航ミサイルを配備したことに対する条約違反を 2014 年にアメリカが指摘したにもかかわらず、ロシアは検証に応じなかった。2018 年末にアメリカが 60 日以内のミ

サイル破棄を求める最後通告を行ったのに対しロシアが応じなかったことから、INF 全廃条約は破棄された。

核保有国間の勢力図は中国による軍備増強により変化している。冷戦期は米ソ両国が圧倒的な核兵器保有数及び攻撃能力を有していたのに対し、冷戦終結後、特に2000年代以降、中国は経済力の伸長に呼応して軍事力を増強してきた。アメリカがINF 全廃条約から離脱した理由に中国の中距離ミサイル戦力の増強があったことから、アメリカが中国の軍事力増強を無視できなくなっていることがうかがわれる⁽¹⁵⁾。このような核兵器を巡る国際情勢の変化とともに米口間で繰り上げられる覇権争いも相まって、米口間のみならず中国の台頭に伴い核保有国間の力関係が変化したことによる国際条約の破棄や事実上の形骸化が進んだ。

核保有国にとって、核兵器は国家安全保障の基軸として、第二次世界大戦後、位置づけられてきた。近時は科学技術、特に人工知能（Artificial Intelligence: AI）技術の急速な進展と相まって、より確実に攻撃相手へ打撃を与える地球上では最も強力な兵器であり続けている。よって、核保有国は、核兵器を自国の安全を保障する最重要の兵器と位置づけており、その増強が進められている。さらに、NPTで核兵器の保有を認められている5カ国以外に核兵器を保有している「事実上の核保有国」が存在する中東（イスラエル）、北東アジア（北朝鮮）及び南アジア（インド・パキスタン）では、地域情勢の不安定化に伴い自国の安全を保障するための軍備増強が進んでいる。まさに核兵器の保有・増強を巡る負のスパイラルが起きている。

核拡散を巡る国際情勢の不安定化とともに核兵器の使用に伴う惨害を懸念した非核保有国が中心となって締結されたのがTPNWである。TPNWは核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・占有・貯蔵・移譲・受領を全面的に禁止する、いわば地球上からの核廃絶という究極の目標を掲げた国際条約である。TPNWは核兵器の違法性⁽¹⁶⁾とともに国際人道法における文民に対する無差別攻撃を禁止する原則（軍事目標主義）を援用し、核兵器の非人道性に焦点を当てているのが特徴である。TPNWにとって核兵器は国家安全保障の要となる兵器ではなく、人類の身体や生息するための環境を破壊する、人類として保有することが許されない兵器という位置づけである。このような捉え方は、核兵器を国家安全保障の要であるとする核保有国の意向と正面から対立するものである。核保有国から見た核兵器廃絶という目標は、今日の不安定化した国際情勢を見る限りにおいては、自らの身を危険にさらす行為であり、国家の存亡に関わる実現不可能な目標と捉えられている。一方でTPNWを推進する国家は、国際情勢が不安定化しているからこそ核兵器の使用が現実味を帯びており、核兵器の保有こそが自国の存亡に関わる事態だと考えているのである。つまり、現在の国際情勢を1962年に起きたキューバ・ミサイル危機になぞらえているのである。キューバ危機では米ソのみならず世界中が米ソ間の核戦争を恐れ、その回避に向けて米ソが真剣に協議を重ねて核戦争の危機を回避した。キューバ危機の当時と同様の状況にあると考えたTPNW推進諸国は、目標である核廃絶に向けた協議を行うためのテーブルを、核抑止を国是とする国家

にも提供することで核兵器使用の違法性を締約国間で共有し、廃絶に向けた足がかりを築こうとしている。

これまで見てきたように、TPNW を巡る核保有国及びその同盟国と非核保有国との間の対立は溝が深く、両者の安全保障観が変化しない限り、核保有国及びその同盟国の TPNW への参画は難しい。では、このような溝を解消するための実効的な施策としてどのようなものが考えられるのであろうか。以下では TPNW の掲げる核兵器廃絶を地域単位で実現し、適用範囲を広げている非核地帯の貢献について検討する。

3. 核なき世界の実現に向けた非核地帯の貢献

非核地帯とは、条約で定められた一定の範囲内における核兵器の全面的な不存在（total absence of nuclear weapons）を規定するとともに、不存在を確認するための検証（verification）を域内国に求める。さらに核保有国からの消極的安全保証（Negative Security Assurance : NSA）⁽¹⁷⁾を付属議定書により求めることにより、核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・占有・貯蔵・移譲・受領を全面的に禁止する地帯である⁽¹⁸⁾。非核地帯は通常、地域単位で創設される。

非核地帯が創設されている地域（中南米・南太平洋・東南アジア・アフリカ・中央アジア）と TPNW 締約国は大部分が一致している。このような経緯もあり、TPNW の前文には非核地帯に関する以下の一節が盛り込まれた。「当該地域の諸国間で自由に締結される取極を基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を創設することは、世界及び地域の平和及び安全を強固にし、核不拡散体制を強化し、並びに核軍縮の目標の実現に貢献するという確信を再確認」する。つまり、核廃絶を目標に掲げる TPNW の確実な履行を担保するための手段として、非核地帯をその橋渡し役の一つと位置づけている。同様に NPT 第 7 条⁽¹⁹⁾において非核地帯は地域的非核化条約として尊重されており、地域的軍縮措置としての非核地帯のさらなる拡大が今後の核軍縮・核不拡散の進展に際しては必要不可欠であるとされる⁽²⁰⁾。

非核地帯は核軍縮の必要性が唱えられた 1960 年代から漸進的に発展・拡大してきたのであるが、現時点までに創設された地域はいずれも核兵器を巡る紛争や課題を抱えていない地域である。現実には核保有国あるいは事実上の核保有国を抱えている中東、北東アジア及び南アジアにこそ、非核地帯が創設されるべきであるのだが、交渉に向けた具体的な進展がないまま、今日に至っている。これら地域が抱えている共通課題は、域内国で意思疎通を図るためのテーブルや措置が存在しない点にある。具体的には、ラロトンガ条約の運用機関である太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum: PIF）やペリンドバ条約の運用機関であるアフリカ連合（African Union: AU）などといった地域内の連帯を保つために設立された地域機構のみならず、昨今、締結が進んでいる自由貿易協定や域内の文化交流など、緩やかな連携も

範疇に入る。地域内での宥和が進むことで連帯が確かなものとなり、最終的には形となって実を結ぶことにつながる。

非核地帯は風土、文化が比較的同質な国家が一体となって創設された地帯である。具体的には、前述した3つの構成要素以外に独自の条項を設け、地帯内の核廃絶という目標に向けた連帯感を醸成することのできた地域に非核地帯は創設されており、そのような経緯が条約を構成する条項にも色濃く表れている。では、現存する非核地帯では、どのような特色のある法的措置が設けられているのだろうか。例えば南太平洋諸国を適用範囲とする南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）では、域内での放射性廃棄物及び他の放射性物質の投棄を禁止している（第7条）。同時に、付属議定書3では核保有国による核実験の禁止を求めている。これはひとえにフランスがムルロア環礁で行っていた核実験や放射性物質の投棄を防止するためである。フランスはラロトンガ条約が発効した直前の1996年5月に核実験を停止しており、ラロトンガ条約の締結がフランスの核実験を防止する機能を果たしたといえる。また、中央アジア非核兵器地帯条約（セメイ（旧セミパラチンスク）条約）では、第6条で環境の安全を規定している。これは長年にわたり旧ソ連の核兵器製造に当たり精錬されたウラン鉱石による水質汚染を契機として、これを防止するために設けられた条項である。

非核地帯の広がりや緩やかであり、全世界が非核地帯で覆われれば、TPNWの目的である、核なき世界が実現することになる。よって非核地帯は、TPNWの目指す核兵器廃絶を実現するための橋渡し役だといえる。そして、非核地帯諸条約の主軸となる3つの構成要素に加えて前述した地域独自の条項も加え、タペストリー状⁽²¹⁾に編み込むことで各々の非核地帯がより強固なものとなっていくことが期待される。

非核地帯間の連携の象徴として「パッチワーク型地域連携」がある⁽²²⁾。これは非核地帯が南半球の地域で創設が相次いだことから南半球すべてを非核地帯化しようという構想の下に生まれた連携である。前述したように、非核地帯の創設されている地域は各々に共通の課題を抱えている。よって、地域ごとに創設された非核地帯をパッチワーク状につなぎ合わせることで、核兵器廃絶に向けた連帯感を示そうとした。

非核地帯の漸進的拡大を支えるアクターとして、中心となる国家の存在は大きい。人口稠密地域では初となる非核地帯を創設したラテンアメリカで条約締結に向けた中心的な役割を果たしたのがメキシコである。メキシコは全世界的な核兵器廃絶の必要性を認識し、他の地域への非核地帯の拡大に対し積極的に関与してきた⁽²³⁾。さらに、全世界的な核廃絶という目標を掲げるTPNWの締結に際してもノルウェー、オーストリアとともに早くから関わってきた。2014年に開催された核兵器の人道的影響に関する第2回国際会議はメキシコで開催され、当時メキシコ外務次官を務めていたフアン・マヌエル・ゴメス・ロブレド（Juan Manuel Gómez Robledo）議長が閉会の辞で核兵器廃絶に向けた力強いメッセージを表明した⁽²⁴⁾。その後、2015年に開催されたNPT再検討会議で核兵器の法的な禁止を含む合意文書が採択されなかったことから、2016年にはオーストリアなど50カ国と共同でTPNWの交

渉の開始を求める決議案⁽²⁵⁾を国連総会第一委員会（軍縮・安全保障）に提出し、同決議案は 123 カ国の賛成多数で採択された。さらに、非核地帯を創設しているアフリカ、東南アジアなど他の地域からも支持を獲得し、TPNW の締結へとつながったのである⁽²⁶⁾。

核保有大国であるアメリカとロシアに挟まれたヨーロッパでは、1950 年代に非核地帯を創設する動きが各地で起きた⁽²⁷⁾。だが当時は米ソ冷戦構造がヨーロッパ大陸に波及し、米ソ両国の同盟国内で核兵器の配備が急速に進んだことから、いずれの地域でも非核地帯の創設には至らなかった。TPNW 第 1 回締約国会議が 2022 年 6 月に首都ウィーンで開催されたこともあり、オーストリアは核兵器廃絶に際して存在感を増している⁽²⁸⁾。これはひとえに旧ソ連時代に発生したチェルノブイリ原発事故を通して自国が放射能汚染の被害を受け、さらに米ソ両国の同盟国に挟まれた位置にあることから自国が核戦争に巻き込まれて放射性物質で自国領土が汚染され、生存が脅かされるという脅威を、身をもって感じているからに他ならない⁽²⁹⁾。放射性物質による汚染への脅威はノルウェーも抱えている。これら諸国が非核地帯ではなく、TPNW を第一に選択した理由は、ひとえに米ソ両国の影響力がいまだに強く、核兵器廃絶に向けた域内国の結束が必要な非核地帯は創設が困難だと判断したものと推察される。

非核地帯条約の実効性確保に際しては、条約運用機関が果たす役割も大きい。以下では主に、ラテンアメリカ諸国により締結されたトラテロコ条約を運用するラテンアメリカ及びカリブ諸国核兵器禁止機構（the Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean: OPANAL）の活動に焦点を当てて検討する。

OPANAL は、トラテロコ条約が締結されるまでの間に開催された準備会合が発展して構築された組織であり、様々な階層のアクターをつなぎ、核なき世界の実現に貢献してきた。トラテロコ条約では第 18 条で平和目的のための核爆発が容認されていることから、条約が締結された 1960 年代より IAEA との連携を深めてきた。国連第一委員会ではオブザーバーとして、軍縮及び国際安全保障全般に関する非核地帯運用機関の立場から積極的に関与してきた。さらに TPNW の締結に際しても ICAN と連携を取った。

OPANAL は南太平洋など他の非核地帯に対しても積極的に関与し続けている。非核地帯締約国は 2015 年までの間に 3 回、一国非核地帯と称されるモンゴルも含めた 116 カ国が一堂に会して会議を開催している。第 1 回会議は OPANAL が、第 2 回と第 3 回会議はチリとインドネシアが調整役を果たした。第 4 回会議は 2020 年に開催される予定であったが、COVID-19 の世界的な流行のため延期された⁽³⁰⁾。さらにアメリカ・モントレイ国際大学院不拡散研究所との間で外交官、一般市民を対象としたサマースクールを開催するなど、研究機関との連携も深めている⁽³¹⁾。OPANAL は他の非核地帯条約と違い独自の運用機関を設けていることが特徴である。よって、OPANAL は非核地帯諸条約締約国を牽引するとともに、TPNW の今後の運用に関しても必要不可欠な存在である。

中央アジア非核地帯条約の運用機関は締約国会議のみであるが、その他 3 地域で締結され

ている非核地帯条約については、南太平洋では太平洋諸島フォーラム（PIF）が、東南アジアでは東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations: ASEAN）が、アフリカではアフリカ原子力委員会（African Commission on Nuclear Energy: AFCONE）が締約国会議などの運用を担っている。これら運用機関も締約国会議の中でTPNWに対して賛同の意を示している⁽³²⁾。

これまで見てきたように、非核地帯諸条約は様々なアクターが連携して実効性が確保されている。無論、非核地帯の実効性を確保するためには核保有国による消極的安全保証の付与が必須である⁽³³⁾。TPNWは核保有国の存在を無にし、真の意味での核兵器の完全な不存在の達成が可能であることから、非核地帯諸条約よりも優れているということもできる。だが、TPNWが事実上、核保有国の存在そのものを認めずに排除するという点を考慮すると、核保有国を消極的安全保証により包含することのできるという点で非核地帯は優れている。以下では核保有国を包含する形で創設された非核地帯の原動力について、地域主義との関連で検討する。

4. TPNWの締結と地域主義の深化

非核地帯の創設に際しては、1960年代に勃興した地域主義という理論あるいは思想⁽³⁴⁾が影響している。以下ではまず、最上敏樹（2016）による地域的国际機構と地域主義との関係に関する論述⁽³⁵⁾を元に、地域主義という理論あるいは思想の源泉を探るとともに、地域主義の深化について非核地帯の現状を元に整理する。

現時点で締結されている非核地帯諸条約の多くは、条約の実施に際して、総会、理事会、事務局からなる機構を設置し、条約の適切な運用を図っている⁽³⁶⁾。地域的国际機構とは、加盟国が限定された国際機構を指す。OPANALなど非核地帯諸条約の運用を行う機構もこれに当たる。

地域的国际機構とともに用いられるのが、普遍的国际機構である。普遍的国际機構とは、加盟国が世界的規模の機構を指す。国際機構を論じる際には、普遍的国际機構の代表格である国際連合とこれを取り巻く諸機構のみならず、数の上では圧倒的多数を占める地域的国际機構にも目を向ける必要がある⁽³⁷⁾。これは、国際連合を中心とした普遍的国际機構では果たし得ない機能の遂行を限られた数の国々で代替するだけでなく、経済水準、政治体制及び文化的価値基準などの面で同質的な国家グループの方が共同して共通目的を遂行していくためには効率的だという特性を地域的国际機構が有しているからに他ならない。この同質性が地域的国际機構の存在意義を強める原動力となっている。

地域的国际機構設立の底流にあるのが、地域主義という理論あるいは思想である。最上は地域主義について、「主に地理的に近接し体制や思想を同じくする国家グループが、経済的・

政治的・軍事的な協力を深化させることを目的として、あるいはより強い結合の達成を目指して機構を形成する現象を指す。または、そうすべきだと唱える思想」（159頁）と定義づけている。地域的国際機構の代表格としてヨーロッパ連合（European Union: EU）が挙げられるが、その根源は第二次世界大戦後のヨーロッパ諸国による不戦共同体の設立にある。当時は石炭や鉄鉱石といった資源を巡る争奪戦が紛争を引き起こすことに着目し、これら資源を共同管理することで域内諸国間での紛争の発生を未然に防ぐことを目的とした、いわば「内なる地域主義」が中心であった。

このような「内なる地域主義」に基づいて締結されたのが、南半球を中心に地域単位で締結された非核地帯諸条約である。非核地帯の創設に際しては、地帯内の諸国による核兵器使用に対する危機感の共有が大きい。人口稠密地域で初の非核地帯条約であるトラテロルコ条約の締結に際しては、域内諸国のキューバ危機に対する危機感の共有とともに、「核なき世界」の実現に向けた結束が重要であった⁽³⁸⁾。これは他の既存の非核地帯諸条約の締結に際しても同様である。

3. で考察の対象とした OPANAL は、トラテロルコ条約締結当時は「内なる地域主義」の下で中南米諸国における核なき世界の実現に向けて取り組んだ。Serrano (1992) はジョセフ・S・ナイ (Joseph S. nye) が *Peace in Parts, Integration and Conflict in Regional Organization* (1971) で唱えている Peace in Parts 論を元に、「内なる地域主義」がトラテロルコ条約の締結に重要な役割を果たしたと指摘する。ナイの説く「一つ一つのパーツは小さいが有益な平和のパズル」のパーツとして、地域的国際機構の重要性を指摘する。さらに、地域的国際機構が国家と普遍的国際機構をつなぐ重要な役割を果たすとともに、地域的国際機構の底流にある地域主義が域内諸国による自発的な合意へと導くとともに様々な階層からの要求に応えられるものであると評価している (6～7頁)。

OPANAL は非核地帯が拡大する中で、他の非核地帯条約運用機関との間で連携を強めてきた。そして非核地帯の拡大と呼応するように、国際組織である国際連合とも連携を強めてきた。さらに TPNW の締結に際しては ICAN や賛同する諸国との間で連携を行うなど、非核地帯創設当初は「内なる地域主義」が中心であった OPANAL が世界の核兵器廃絶に向けて今日では外に向けて積極的に貢献している。このような OPANAL による活動範囲の拡大は、地域主義という理論あるいは思想の底流にある「核なき世界」の実現という目標の同質性に裏付けられたものであった。

中東では、非大量破壊兵器地帯 (Middle East Weapons of Mass Destruction-Free Zone : MEWMDFZ) の創設が長年にわたり模索されている。中東では化学兵器や生物兵器が国内外の紛争で使用されており、これら兵器を核兵器と一体として排除することで初めて域内の平和が保たれるとする認識が少なくともアラブ諸国間では共有されている。イスラム教を国教とする国家が多く、政治・経済体制も似通っていることから、地域主義の下に地域が一致結束するための素地は築かれている。だが、中東ではユダヤ教を国教とするイスラエルの存

在が中東諸国間の協調体制を阻害してきた。現在ではイランとの関係が険悪なものとなっている。さらにイスラエルに関しては、同盟国であるアメリカが核兵器関連技術の供与など国防の支援を行っていることから、さらに事態は複雑になっている。

そもそも MEWMDFZ 構想が国際社会で真剣に検討され始めたのは、2010 年開催の NPT 再検討会議であった⁽³⁹⁾。同会議では 2012 年に MEWMDFZ 構想に関する会議が開かれることが最終文書に盛り込まれ、実際に会議が開かれたものの、同構想についてはイスラエルとアメリカが反対したため、その後の交渉が暗礁に乗り上げている。2015 年開催の NPT 再検討会議では最終文書はまとめられなかったものの、2019 年 11 月に同構想に関する会議が国際連合主催で開かれた⁽⁴⁰⁾。しかしながらイスラエルとアメリカは欠席した。これら 2 カ国は自国の安全が確保されない限り、同構想に関する協議は無意味であると主張している⁽⁴¹⁾。

MEWMDFZ 構想を巡る域内外諸国の対立に際しては、2. で指摘した核保有国と非核保有国の間にある深い溝が存在する。この溝は、同様の課題を抱えている北東アジアや南アジアにも存在する。この溝を埋めるためには、域内で育まれた地理的同質性を基に域内で抱える共通課題に対処するための連帯を深める必要がある。連帯を深めることが地域としての一体感を醸成することとなり、地域主義の深化へとつながる。その第一歩が核兵器による惨害や恐怖を共有することで「核なき世界」を実現するために創設される非核地帯にある。

結びにかえて

本稿では、今日の核兵器を巡る核保有国及びその同盟国と非核保有国との間の対立構造の先鋭化と、それに伴う非核地帯の存在意義について TPNW との関連で考察を深めた。一連の考察から見えるのは、国際条約の締結は国家の存在抜きには進められないという点である。しかし、昨今の国際社会では領土を巡る国家間の対立など自国の国益を巡る利害対立が先鋭化し、解決の糸口が見えなくなっている。そのような不安定な国際情勢の中で人間の安全保障との関連で核兵器廃絶という共通項を見いだしたのが TPNW である。

TPNW は、核兵器廃絶という目標に到達するために必要な「廃絶」に向けた手順を示すという意味で一定の規範性を有している。しかしながら批准に至るまでに必要なプロセス、具体的には核保有国及びその同盟国が核兵器を放棄するために必要な信頼醸成措置を提供するのは難しい。そのような意味において TPNW のみで核廃絶へと導き出すことは不可能であることから、本稿で考察を加えた非核地帯諸条約の締結から運用に至る過程で生じた連帯や経験を生かすことが TPNW の掲げる核廃絶に向けた鍵となる。非核地帯諸条約には「核なき世界」の実現に向けて取り組む様々なアクターが存在し、TPNW の締結から運用に至る支援も行ってきた。そして非核地帯の漸進的拡大の底流には、地域主義の理念あるいは思想がある。

核関連技術を巡っては、2011年に発生した福島第一原発の水素爆発、さらに放射性物質を含む水を海に放出する日本政府の方針が固まり、これに対し地元住民はもとより、ラロトンガ条約の運用機関であるPIFも汚染水が南太平洋に拡散されるのではないかと懸念を示している⁽⁴²⁾。さらに核保有国、特にアメリカにおいて、スリーマイル島原発2号機の炉心溶融事故や、核兵器の製造を行った作業員の被爆など、核兵器を通じた人的被害は国内でも数多く起きている。核関連物質による被害や事故による痛み⁽⁴³⁾を「核からの自由」を求める諸国のみならず核保有国でも広く共有することが、TPNWに関わった人たちの思いを実現するための原動力となり得よう。

注

- (1) ICANによる活動が活発になった背景として、NPT2010年再検討会議において決議された最終文書における「核兵器の非人道性」に関する言及により2013年及び2014年に開催された核兵器の非人道性に関する国際会議がある。
- (2) NPT再検討会議の決裂からTPNWに至る一連の経緯について、関連諸会議での関係者の発言を基に明らかにしたものとして、Potter (2017), pp.75-108.
- (3) 核軍縮・核不拡散体制において、NPTは核保有国が核兵器を保有する権利を独占し、非核兵器国が核兵器を保有することを禁止することで有利な立場を保持し続けているとして、その形骸化を批判する非核保有国が数多くある。このような国々が中心となって締結に向けた動きを推進したのがTPNWである。
- (4) オタワプロセスの詳細については、足立 (2004) 参照。
- (5) 対人地雷など非人道的な兵器の規制を推進する動きは、中堅国家と言われる国家群が中心となっている。これら国家群が果たす役割について整理した論考として、福島崇宏 (2014) 参照。
- (6) 人間の安全保障については多数の概説書や論考が刊行されているが、社会的弱者の保護など弱者の視点から論じられたものとして例えば、武者小路 (2003) がある。世界各地で起きる様々な衝突を事例に、現代国際社会に横たわる人間の不安全を解消するための安全共同体の構築と連携こそが人間の安全保障の構築に向けて必要であると結論づける。また、福島安紀子 (2010) では、人間の安全保障の広義の解釈として、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由及び恐怖からの自由を挙げている (35 頁)。人間の安全保障は国家安全保障と相対するものと一般的には捉えられているが、国家の安全が保たれていることと、その国家に暮らす個人の安全が保たれていることは相互補完的であり、グローバル化が進展する中で注目されるようになった、比較的新しい概念であるとする。本稿の対象としているTPNWと非核地帯の関係も、国家安全保障と人間の安全保障との相互補完あるいは融合という観点から捉えられる。
- (7) TPNWの特徴と課題を核抑止との関連で包括的に取り上げたものとして、山口監修 (2019) がある。また同書の書評論文として、福島崇宏 (2020) 参照。
- (8) TPNWの前文は、TPNWに懸ける国際NGOや被爆者等の思いが込められており、TPNWを俯瞰する上で重要である。「核兵器の使用の被害者（被爆者）が受けた又はこれらの者に対してもたらされた容認し難い苦しみ及び害並びに核兵器の実験により影響を受けた者の容認し難い苦しみに留意し、核兵器に関する活動が先住民にもたらす均衡を失した影響を認識」し、「男女双方の平等、完全かつ効果的

- な参加が持続可能な平和及び安全の促進及び達成のための不可欠の要素であることを認識し、また、核軍備の縮小への女子の効果的な参加を支援し及び強化することを約束”するという部分に人間の安全保障の観点からの核兵器の非人道性が特に表れている。
- (9) NPT で公式に認められた核保有5カ国は、核軍縮・核不拡散体制を維持することを目的とした国際法規範の遵守を国連加盟各国に呼びかけてきたが、これはひとえに「自国第一主義」を堅持し、自国の安全保障という国益を確保するための行為に他ならない。核兵器規制に関する流れの中で誕生したTPNW に関しては、上記国際法規範の遵守のために国際司法など国際連合を主軸とした取り組みが重要となる。阿部（2019）参照。
- (10) 2020 年 11 月に朝日新聞が行った世論調査では、日本がTPNW の締約国となった方が良いと答えている人が59% にのぼる。2020 年 11 月 17 日付朝日新聞朝刊参照。
- (11) 南太平洋諸国により締結された非核地帯条約であるラロトンガ条約の締約国には、アメリカと同盟関係を結んでいるオーストラリアがある。非核地帯条約では加盟国自身が核兵器を保有することは認められていないが、加盟国以外の国家が加盟国に提供する防衛手段に関しては、その配備が認められている。よって、オーストラリアを防衛するためにアメリカがオーストラリア国内の基地及び船舶に核兵器を装備し使用することは認められている。
- (12) オーストラリアのパインギャップ（Pine Gap）とノースウエスト岬（North West Cape）にある米軍施設が中東戦争の際に情報収集の中心を担っており、核攻撃の拠点としての役割も担っていた。日本でもベトナム戦争当時、核兵器が秘密裏に配備されていたとされる。日米両国が核配備に関して交わした一次文書やその詳細については、The National Security Archive, “Nuclear Weapons on Okinawa Declassified December 2015, Photos Available Since 1990” <<https://nsarchive.gwu.edu/briefing-book/japan-nuclear-vault/2016-02-19/nuclear-weapons-okinawa-declassified-december-2015-photos-available-1990>>（2022 年 10 月 1 日最終アクセス）参照。核保有国と同盟関係にある国にあるアメリカ軍関連施設であっても、TPNW では配備が禁止される。See Hamel-Green（2019）, pp.240-241.
- (13) アメリカ・サンディア国立研究所にて 2010 年より行っている実験である。概要については同研究所ウェブサイト <<https://www.sandia.gov/z-machine/>> 参照。また、これまでの実験については、長崎大学核兵器廃絶研究センターウェブサイト <<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/condensation/nucleartest/z-machine/>>（いずれも 2022 年 10 月 1 日最終アクセス）参照。
- (14) ロシアはアメリカに比べ通常戦力が劣っていることから核戦力を重視しており、即応態勢の維持に努めている。現状については、令和 4 年版防衛白書電子版 <<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2022/html/n130503000.html>>（2022 年 11 月 1 日最終アクセス）参照。
- (15) 中国は 2027 年までに核弾頭 700 発の保有が可能になり、2030 年までに少なくとも 1,000 発の核弾頭を保有する意向を示すなど、核戦力の増強を進めている。アメリカ国防総省「中国の軍事力・安全保障の進展に関する年次報告書 2021」 <<https://media.defense.gov/2021/Nov/03/2002885874/-1/-1/0/2021-CMPR-FINAL.PDF>>（2022 年 10 月 1 日最終アクセス）参照。
- (16) 核兵器の違法性については、1996 年に国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）による勧告的意見 105 項 E で「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸原則、そしてとくに人道法の原則及び規則に、一般に違反するであろう」と結論づけた。同時に、「裁判所は、核兵器の威嚇又は使用が国家の存亡そのものにかかる自衛の極端な事情の下で合法であるか違法であるかを確定的に結論し得ない」とされ、国家の存亡に関わる究極的な状況の下では核兵器の使用は許されると解される。TPNW は ICJ の意見からさらに踏み込んで、国家の存亡に関わる究極的な状況においても核兵器の使用が許されないという姿勢を崩さない。

- (17) 非核地帯における消極的安全保証の意義及び課題に関しては様々な論考が見られるが、浅田（1993）、黒澤（1980）が詳細な検討を加えている。
- (18) 非核地帯に関する包括的な検討をしたものとして、福島崇宏（2017）及び Thakur ed.（1998）参照。
- (19) NPT 第 7 条「地域的非核化条約」 この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない。
- (20) 特に核拡散が懸念される中東、北東アジア及び南アジア地域において、非核地帯の創設が望まれている。これら非核地帯構想を含めた現状と課題については、梅林（2011）、91-177 頁参照。
- (21) 本稿では非核地帯の構成要素である 3 要素に地域独自の要素を織り交ぜて、その地域に合った、より連帯感のある国際条約をイメージし用いている。
- (22) パッチワーク型地域間協力の可能性については、小柏（2002）参照。非核地帯条約間のみならず核保有国との連携についても検討している。
- (23) トラテロルコ条約の締結交渉妥結は、当時メキシコ外務大臣秘書官を務めていた Alfonso García Robles の存在が大きい。Robles は自伝を残すなど、その功績を知る書物が多数刊行されているが、彼の外交手腕について一次資料を基に丹念にたどったものとして、木下（2015）参照。
- (24) トラテロルコ条約締結 50 周年を祝う会議として開催された。会議の詳細については、シーザー・ジャラミロ「ラテンアメリカと核廃絶の追求：トラテロルコ条約から核兵器禁止条約へ」戸田記念国際平和研究所ウェブサイト〈<https://toda.org/jp/global-outlook/latin-america-and-the-quest-for-nuclear-abolition-from-the-treaty-of-tlatelolco-to-the-ban-treaty.html>〉（2022 年 10 月 1 日最終アクセス）参照。
- (25) A/RES/71/258
- (26) TPNW と非核地帯が連携する意義について、Hamel-Green は以下の 6 点を指摘している。第一に、非核地帯諸条約の前文に掲げられている、核兵器に依存しないという規範が TPNW にも生かされているという点である。第二に、非核地帯諸条約で定めた IAEA による保障措置を活用した核兵器の不存在を確認する検証が TPNW の条文にも盛り込まれているという点である。第三に、非核地帯諸条約では核保有国による核兵器の使用または威嚇を禁止する条項が設けられているという点である。特にバンコク条約では排他的経済水域（Exclusive Economic Zone: EEZ）への核兵器の持ち込みなど、禁止の範囲が広く設定されている。第四に、TPNW 第 1 条 b 項及び c 項に規定されている核兵器その他の核爆発装置の移譲及び受領に関しては、ラロトンガ条約とベリンダバ条約で禁止される範囲が TPNW よりも厳格に規定されている。第五に、TPNW 第 6 条で規定されている環境の修復に関しては具体的な施策が示されていないが、核実験が実施された南太平洋及び中央アジア諸国では地域フォーラムの下で環境修復に向けた施策が講じられており、先駆的である。最後に核保有国からの消極的安全保証を規定している点が TPNW や NPT と比して優れている点である。See Hamel-Green（2019）、pp.251-253.
- (27) 1957 年 10 月、ポーランドは自国を始め、隣接するチェコスロバキア、東西ドイツでの核兵器の生産、貯蔵及び配備を禁止し、この地域への核兵器の使用を禁止することを提案した。ラパツキー案と呼ばれるものである。当時、西ドイツはアメリカにとって対ソ連前線基地としての役割を担っていたことから西ドイツが提案を拒否し、非核地帯化構想は白紙となった。1950 年代から 60 年代にかけてのその他の地域における非核地帯化の進展と課題については、黒澤（2012）、107-125 頁参照。
- (28) オーストリアが TPNW に積極的に参画した理由は 2 つある。一つは 1990 年代以降、軍縮への人道主義的な観点からの貢献を求める要請が国内から挙がった点である。もう一つは反軍国主義を掲げるオーストリア国内世論が浸透し、核アレルギー、特にソ連チェルノブイリ原発事故以降の反核運動が高まったことがある。このような国内情勢の変化から、オーストリア外務省と ICAN の連携が進んだ結果、

- TPNW の署名解放へと至ったのである。See Maitre & Lévy (2019).
- (29) 旧ソ連がインスブルックに、アメリカはグラーツ近くのハンガリー領側に核兵器を投下する可能性があったことから、オーストリアは自国の安全を確保するために IAEA などの国際機関を積極的に誘致した。
- (30) See OPANAL Website, “Fourth Conference of Nuclear-Weapon-Free Zones and Mongolia, 2020” <<https://www.opanal.org/en/fourth-conference-of-nwfs-and-mongolia-2020>> (accessed 2022.10.1)
- (31) See James Martin Center for Nonproliferation Studies Website, “2021 Disarmament and Nonproliferation Summer School for Latin American and Caribbean Diplomats” <<https://nonproliferation.org/2021-disarmament-and-nonproliferation-summer-school-for-latin-american-and-caribbean-diplomats>> (2022 年 10 月 1 日最終アクセス)
- (32) ペリンダバ条約を運用する AFCONE は TPNW について、核爆弾による被害者とその遺族に最も報いる条約として賛意を示している。詳細については、AFCONE ウェブサイト “15 July 2020: 11th Pelindaba Treaty Anniversary” <<https://www.afcone.org/2020/07/15/15-july-2020-11th-pelindaba-treaty-anniversary>> (2022 年 10 月 1 日最終アクセス) 参照。
- (33) 既存の非核地帯諸条約すべてにおいて、全核保有国が消極的安全保証を認めているわけではない。ラロトンガ条約、ペリンダバ条約及びセメイ条約に関してはアメリカが批准していない。また、バンコク条約に関してはすべての核保有国が批准していない。前者に関してはアメリカの安全保障上の理由から、後者に関しては適用範囲が大陸棚及び EEZ に及ぶことが締結を妨げる要因となっている。
- (34) 地域主義に関する包括的検討として、Fawcett & Hurrell (1995) 参照。地域主義は 1960 年代に勃興し、1980 年代から 90 年代にかけて進展したグローバル化に伴い再興したように見られるが、域内諸国による対立を抱えている地域を中心に国益に相反する事態が起きると一気に溶解が進む可能性もあることから、課題も抱えている。
- (35) 本稿では「第 4 章 地域的国際機構」(153 ～ 228 頁) の論述を元に考察する。
- (36) 中央アジア非核兵器地帯のみ、受け皿となる機構は存在しない。締約国会議は締約国による輪番で開催される (ペリンダバ条約第 10 条)。
- (37) 地域主義と相対する概念として、普遍主義がある。普遍主義は国際連合など国際機構を通じて世界大で普遍的な組織を基として国際の平和と安全を維持する概念である。これに対して地域主義は、国際連合など普遍主義による統治に対して異議を唱えるとともに排除する性格を持つものと捉えられてきた。しかし今日の国際社会においては相互補完的に捉える方が妥当である。家他編 (2009), 205 頁。
- (38) 米州機構 (Organization of American States: OAS) が設立された直接の動機は、冷戦構造が深刻化する中でアメリカの裏庭である中南米諸国にソ連と同盟を結ぶ国家の誕生を阻止することにあった。1959 年になりカストロ社会主義政権が誕生し、キューバ危機へとつながったことで核兵器を中南米諸国に持ち込まないような仕組みを構築することが急務となった。そのような時代背景の中、アメリカなど西側諸国の支持を取り付け、トラテロコ条約の締結が実現した。
- (39) 中東非核地帯構想については、国際連合において 1970 年代にはすでに検討が行われていた。国連総会決議 3263 (XXIX) “Establishment of a Nuclear-Weapon-Free Zone in the Region of the Middle East,” December 9, 1974 参照。決議採決の前年に当たる 1973 年には第 4 次中東戦争が勃発し、アラブ諸国で算出される石油の輸出制限などに端を発した石油危機が起きたことから、中東地域の安定化が求められていた。さらにイスラエルの核兵器製造が 1960 年代には始まっていたことも、その背景にある。その後、国際連合が中心となって中東非核地帯構想は長年にわたり議論されてきた。イスラエルの核戦力については、長崎大学核兵器廃絶研究センターウェブサイト「イスラエルの核戦力一覧」<<https://www>.

- recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202106/israel202106 > (2022 年 10 月 1 日最終アクセス) 参照。
- (40) 同会議の概要については、国連軍縮局ウェブサイト “Conference on the Establishment of a Middle East Zone Free of Nuclear Weapons and Other Weapons of Mass Destruction” <<https://www.un.org/disarmament/topics/conference-on-a-mezf-of-nwandowomd/>> (2022 年 10 月 1 日最終アクセス) 参照。
- (41) Bino (2020), pp.11-16.
- (42) See PIF Website, “Strengthening a nuclear-free Pacific – Rarotonga Treaty 2021 talks” <<https://www.forumsec.org/2021/12/16/strengthening-a-nuclear-free-pacific-rarotonga-treaty-2021-talks>> (2022 年 10 月 1 日最終アクセス)
- (43) アメリカ国内での核開発による現地先住民族の痛みを克明に記したものとして、石山 (2020) 参照。

参考文献

- 浅田正彦『『非核兵器国の安全保障』論の再検討』『岡山大学法学会雑誌』第 43 巻第 2 号 (1993 年), 125～181 頁。
- 秋山信将編『NPT 核のグローバル・ガバナンス』(岩波書店, 2015 年)
- 足立研幾『オタワプロセス: 対人地雷禁止レジームの形成』(有信堂高文社, 2004 年)
- 阿部達也「核兵器の規制と核保有国の自国第一主義」『論究ジュリスト』第 30 号 (2019 年), 有斐閣, 59～66 頁。
- 家正治, 小畑郁, 桐山孝信編『国際機構〔第四版〕』(世界思想社, 2009 年)
- 石山徳子『「犠牲区域」のアメリカ 核開発と先住民族』(岩波書店, 2020 年)
- 梅林宏道『非核兵器地帯―核なき世界のへの道筋』(岩波書店, 2011 年)
- 小柏葉子「第 16 章 南半球の非核化―地域間協力の可能性―」広島平和研究所編『21 世紀の核軍縮―広島からの発信―』(法律文化社, 2002 年), 438～460 頁。
- 木下郁夫『賢者ガルシアロブレス伝―国連憲章と核軍縮に取り組んだ外交官』(社会評論社, 2015 年)
- 黒澤満「積極的安全保障から消極的安全保障へ―各時代における非核兵器国の安全保障―」『神戸法学雑誌』第 30 巻第 2 号 (1980 年), 397～437 頁。
- 黒澤満「第 4 章 非核兵器地帯の設置」黒澤満編著『軍縮問題入門〔第 4 版〕』(東信堂, 2012 年)
- 黒澤満「2015 年 NPT 再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第 65 巻第 3 号 (2015 年), 885～910 頁。
- 福島安紀子『人間の安全保障―グローバル化する多様な脅威と政策フレームワーク』(千倉書房, 2010 年)
- 福島崇宏「核兵器の非人道性と地域的軍縮措置―ミドルパワーの政策決定過程を通して」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』第 47 巻 (2014 年), 67～86 頁。
- 福島崇宏『非核地帯―核世界に対峙するリアリズム』(中部大学, 2017 年)
- 福島崇宏「核兵器禁止条約と核抑止論の相克: 山口響監修『核兵器禁止条約の時代: 核抑止論をのりこえる』の書評を兼ねて」『松蔭大学紀要』第 26 号 (2020 年), 239～249 頁。
- 武者小路公秀『人間安全保障論序説―グローバル・ファシズムに抗して』(国際書院, 2003 年)
- 最上敏樹『国際機構論講義』(岩波書店, 2016 年)
- 山口響監修『核兵器禁止条約の時代―核抑止論をのりこえる』(法律文化社, 2019 年)
- Bino, Tomisha, “A Middle Eastern WMD-Free Zone: Are We Any Closer Now?,” *Arms Control Today*, 50: 7 (2020), pp. 11-16. <<https://www.armscontrol.org/act/2020-09/features/middle-eastern-wmd-free-zone>>

we-any-closer-now> (2022 年 10 月 1 日最終アクセス)

Fawcett, Louise & Hurrell, Andrew, *Regionalism in World Politics – Regional Organization and International Order* (Oxford: Oxford University Press, 1995) (L. フォーセツト, A. ハレル編, 菅英輝, 栗栖薫子監訳『地域主義と国際秩序』(九州大学出版会, 1999 年))

Hamel-Green, Michael, “The implications of the 2017 UN Nuclear Prohibition Treaty for existing and proposed nuclear-weapon-free zones,” in Camilleri, Joseph A., Hamel-Green, Michael and Yoshida, Fumihiko eds., *The 2017 Nuclear Ban Treaty: A New Path to Nuclear Disarmament* (Routledge, 2019), pp. 230–253.

Maitre, Emmanuelle & Lévy, Pauline, “Becoming a disarmament champion: the Austrian crusade against nuclear weapons,” *The Nonproliferation Review*, 25: 5–6 (2019), pp. 537–557.

Potter, William C., “Disarmament Diplomacy and the Nuclear Ban Treaty,” *Survival*, 59: 4 (2017), pp. 75–108.

Thakur, Ramesh ed., *Nuclear Weapons-Free Zones* (palgrave macmillan, 1998)

Serrano, Mónica, *Common Security in Latin America: The 1967 Treaty of Tlatelolco* (London: Institute of Latin America Studies, London University, 1992) <https://sas-space.sas.ac.uk/3582/1/B12_-_Common_Security_in_Latin_America_The_1697_Treaty_of_Tlatelolco.pdf> (2022 年 10 月 1 日最終アクセス)